

第2 第5期中（平成18年9月30日現在）中間貸借対照表
（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	5,413	預讓渡性預金	45,884
コ－ル口－ン	-	コ－ルマネ－	-
買現先勘定	-	売現先勘定	1,000
債券貸借取引支払保証金	-	債権貸借取引受入担保金	-
買入手形	-	売渡手形	-
買入金銭債権	-	コマーシャル・ペーパー	-
商品有価証券	-	借用金	-
金銭の信託	-	外国為替債	-
有価証券	21,441	短期社債	-
貸出金	22,823	社債	-
外国為替	-	新株予約権付社債	-
その他資産	362	その他の負債	842
有形固定資産	233	賞与引当金	-
無形固定資産	401	役員賞与引当金	-
繰延税金資産	-	退職給付引当金	-
再評価に係る繰延税金資産	-	特別法上の引当金	-
支払承諾見返金	-	繰延税金負債	6
貸倒引当金	1,154	再評価に係る繰延税金負債	-
		負債の部のれん	-
		支払承諾	-
		負債の部合計	47,732
		（純資産の部）	
		資本金	4,094
		新株式申込証拠金	-
		資本剰余金	1,614
		資本準備金	1,614
		その他資本剰余金	-
		利益剰余金	3,768
		利益準備金	-
		その他利益剰余金	3,768
		繰越利益剰余金	3,768
		自己株式	-
		自己株式申込証拠金	-
		株主資本合計	1,940
		その他有価証券評価差額金	152
		繰延ヘッジ損益	-
		土地再評価差額金	-
		評価・換算差額等合計	152
		新株予約権	-
		純資産の部合計	1,788
資産の部合計	49,521	負債及び純資産の部合計	49,521

第3 第5期中

〔平成18年4月1日から
平成18年9月30日まで〕

中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		1,251
資金運用収益	951	
(うち貸出金利息)	814	
(うち有価証券利息配当金)	135	
役員取引等収益	285	
その他の業務収益	14	
その他の経常収益	0	
経常費用		1,530
資金調達費用	204	
(うち預金利息)	200	
役員取引等費用	5	
その他の業務費用	-	
営業経常費用	1,016	
その他の経常費用	304	
経常損失		279
特別利益		-
特別損失		-
税引前中間純損失		279
法人税、住民税及び事業税		-
法人税等調整額		-
中間純利益		279

1. 中間貸借対照表の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については全部資本直入法により処理しております。

3. 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りです。

建物：3年～18年

器具備品：2年～20年

4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 繰延資産は、次のとおり処理しております。

- (1) 株式交付費は資産として計上し、従来、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で均等償却を行っていましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）が公表日以後終了する中間期から適用されることになったことに伴い、当中間期から同実務対応報告を適用し、3年にわたり定額法により償却することとしております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。

- (2) 創立費は資産として計上し、従来、旧商法施行規則の規定する最長期間（5年間）内で均等償却を行っていましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）が公表日以後終了する中間期から適用されることになったことに伴い、当中間期から同実務対応報告を適用し、成立後5年にわたり定額法により償却することとしております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。

- (3) 開業費は資産として計上し、従来、旧商法施行規則の規定する最長期間（5年間）内で均等償却を行っていましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）が公表日以後終了する中間期から適用されることになったことに伴い、当中間期から同実務対応報告を適用し、開業後5年にわたり定額法により償却することとしております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。

6. 貸倒引当金の計上方法

貸倒引当金はあらかじめ定めている償却引当基準に則り次の通り計上しております。

破綻先(法的、形式的な経営破綻の事実が発生している債務者、例えば破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者)及び実質破綻先(法的、形式的な経営破綻の事実は発生していないものの深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者)にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除しその残額を計上しております。

破綻懸念先(現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者)にかかる債権については債権額から担保の処分可能額及び保証による回収見込額を控除しその残額のうち必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権(正常先、要注意先)については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

7. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース

取引については、通常の賃貸借取引に（又は売買取引）に準じた会計処理によっております。

8. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
9. 子会社の株式総額 100 百万円
10. 子会社に対する金銭債権総額 2 百万円
11. 子会社に対する金銭債務総額 0 百万円
12. 有形固定資産の減価償却累計額 88 百万円
13. 貸出金のうち、破綻先債権額は 228 百万円、延滞債権額は 571 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている債権であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上債権であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
14. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は 18 百万円であります。
なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
15. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は 172 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
16. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計は 991 百万円であります。
なお、13から16に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
17. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 4,100百万円
担保資産に対応する債務
コールマネー 1,000百万円
18. 1株当たりの純資産額 19,120 円 40銭
「1株当たり当期純利益に関する会計基準の摘要指針」（企業会計基準摘要指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以降終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。
19. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
国債	18,364	18,256	107
地方債	304	305	0
社債	499	500	0
合計	19,169	19,062	106

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 （百万円）	中間貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
株式	418	257	161
外国債券	1,900	1,914	14
合計	2,318	2,172	146

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 6百万円を差し引いた額 152百万円が、「**その他有価証券評価差額金**」に含まれております。

20. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	100

21. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に区分のうえ表示しております。

なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,788百万円であります。

- (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処理損失」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」と表示しております。
- (3) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
- (6) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

2. 中間損益計算書の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純損失金額 3,067円03銭
3. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 284百万円を含んでおります。

3. 中間株主資本等変動計算書の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 「株主資本等変動計算書に関する会計基準」(企業会計基準第6号平成17年12月27日)および「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第9号平成17年12月27日)が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準および適用指針を適用し、中間株主等変動計算書を作成しております。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 現金及び現金同等物の範囲
現金及び現金同等物として、現金及び普通預け金を計上しております。